

特定非営利活動法人 アーバンファーマーズクラブ

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アーバンファーマーズクラブと称し、英語表記は、Urban Farmers Club とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、都市部の遊休地を活用した参加型の農園運営、関連イベント、講座などの開催を通じて、都市生活者の新しい持続可能なライフスタイル、エディブルシティを実現することで、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 市民農園の運営に関する事業
 - ② 家庭菜園の促進・普及に関する事業
 - ③ 農業体験や講座を通じた教育に関する事業
 - ④ メディアを通じた農業関連情報の発信に関する事業
 - ⑤ 前各号を達成するために必要な啓発活動、研究・調査・提言に関する事業
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の運営、活動、事業に協力できる個人
- (2) UFC会員 この法人の目的に賛同し、この法人が主催する活動に主体的に参加する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (2) 会費を2年以上納入せず、理事会において納入の意志がないものと判断したとき

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事は理事会、監事は総会において選任する。

3 理事の中からその互選によって、次の役職を選任する。

理事長 1名

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序により、理事がその職務を代行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員を持って構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任・解任
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他、理事会から付託された事項

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の2分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会では理事長が議長を務め、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序により、理事がこれを務める。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会において、この法人と特定の正会員との関係について議決をする場合には、その正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、もしくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものと見なす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法表決者及び表決委任者については、その旨を記載すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第28条 理事会は、理事を持って構成する。

（権能）

第29条 理事会は、この定款で別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（招集）

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第32条 理事会の議長は、理事長があたる。

（議決）

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第49条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により 所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1)入会金

正会員 0円

UFC会員 1,000円

賛助会員 0円

(2)年会費

正会員 10,000円

UFC会員 0円

賛助会員(個人)：1口 10,000円（1口以上）

賛助会員(法人)：1口 100,000円（1口以上）

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2019年6月30日までとする。

(1) 理事長 氏名 小倉 崇

- (2) 理事 氏名 佐藤勝
- (3) 理事 氏名 高橋賢次
- (4) 理事 氏名 植原正太郎
- (5) 監事 氏名 小野淳

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の事務所の所在地は、東京都渋谷区恵比寿四丁目1 3 番 2 号とする。